

対象世帯拡大

令和8年度石川県教育費負担軽減奨学金（通常申請）について

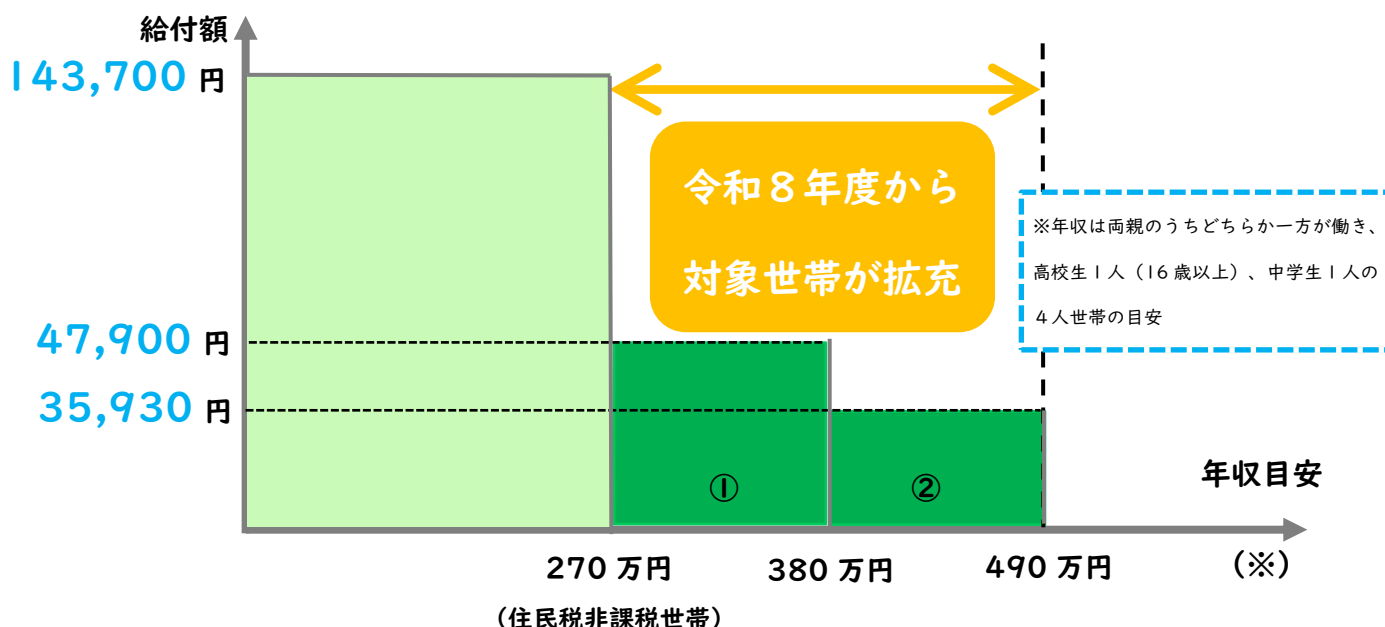
（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）、（専攻科の生徒への奨学のための給付金））

低所得者で高校生等がいる世帯等を対象に、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。給付を希望する場合は申請が必要です。

1. 支給要件…以下の4つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 令和8年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (2) 令和8年7月1日現在、対象となる生徒が石川県内の国公立高等学校等に在学していること
（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、高等学校専攻科課程）
- (3) 保護者等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯（専攻科を除く）、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は以下の世帯区分に該当すること
 - ① 所得割の合計が100円以上105,500円未満である世帯【拡充】
 - ② 所得割の合計が105,500円以上182,500円未満である世帯（専攻科を除く）【拡充】
 - ③ 所得割の合計が105,500円以上264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（専攻科）
- (4) 生徒が以下の国籍・在留資格等を有すること
 - ① 日本国籍を有する者
 - ② 特別永住者
 - ③ 永住者
 - ④ 日本人の配偶者等
 - ⑤ 永住者の配偶者等
 - ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

令和8年度の支援イメージ（国公立高校・全日制の場合）



2. 給付額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分	給付年額(12ヶ月分)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	
イ 非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
ウ 所得割の合計が100円以上 105,500円未満である世帯	47,900円	16,830円	16,830円
エ 所得割の合計が105,500円以上 182,500円未満である世帯	35,930円	12,630円	
オ 所得割の合計が264,500円未満 であり扶養する子が3人以上いる世帯			12,630円

- (1) 奨学金は、認定作業を経て提出月の翌々月頃までに給付年額を一括で振込する予定です。
- (2) 新入生に対する一部給付の「前倒し給付」を受けた方で引き続き支給要件に該当する方は、令和8年7月1日時点の状況で改めて申請が必要です。
- (3) 生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))が支給されている場合はこの制度の対象となりません。
- (4) 就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒(R8 新入生である留学生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象です。
- (5) 専攻科で国籍・在留資格等を満たさない場合の給付年額は、世帯区分イ 50,500円、ウ・オ 10,100円となります。

3. 申請方法(申請期限:令和8年9月30日)

2.の世帯区分に応じて、「○」がついている書類を下記の学校事務室に全て提出してください。やむを得ない事情で期限までに申請書を提出できない場合は別途学校に連絡してください。

世帯区分					必要書類(令和8年7月1日時点の状況がわかるもの)
ア	イ	ウ	エ	オ	
○	○	○	○	○	①【様式1-1】石川県教育費負担軽減奨学金申請書(通常申請)
○	○	○	○	○	②【様式2】振込口座申出書
				○	③【様式3】扶養親族申告書
○	○	○	○	○	④【様式6】委任状(支給日以降の諸会費への充当について)
○	○	○	○	○	⑤保護者(両親の場合は双方)等全員が記載された住民票(市町発行) ※マイナンバーの記載がないものを提出してください。
	○	○	○	○	⑥ 保護者(両親の場合は双方)等全員の令和8年度課税証明書 ※扶養親族の記載が省略されていないものを提出してください。
○					⑦ 生徒の生活保護(生業扶助)受給証明書

右のQRコード又は、石川県電子申請システム(県HP)から、
スマートフォン・PC等による申請もできます
[提出先・問合せ] 飯田高等学校事務室 TEL 0768-82-0693

